

令和5年5月15日

# 農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

### 第 3 5 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1 開催日時 令和 5 年 5 月 1 5 日 (月) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

|        |              |               |
|--------|--------------|---------------|
| 3 出席委員 | 1 番 中元 茂雄 君  | 2 番 岡本 幸子 君   |
|        | 3 番 鈴木 喜義 君  | 4 番 勝本 澄人 君   |
|        | 5 番 大崎 正男 君  | 6 番 原田 淳一 君   |
|        | 7 番 下土井 進 君  | 8 番 榎本 正男 君   |
|        | 9 番 寺西 久美子 君 | 1 0 番 岩政 幸人 君 |
|        | 1 1 番 吉弘 功 君 | 1 2 番 齋藤 貴之 君 |

4 欠席委員 1 3 番 宮本 三雄 君

5 説明のため出席した者

|         |        |
|---------|--------|
| 事 務 局 長 | 後 昌之 君 |
| 事務局次長   | 中原 賢 君 |

6 記事ならびに議事録調整者

|     |         |
|-----|---------|
| 職 員 | 伊藤 義人 君 |
|-----|---------|

## 会議に付議した事項

|             |                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 議案第 1 6 5 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について                                 |
| 議案第 1 6 6 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について                                 |
| 議案第 1 6 7 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について                                 |
| 議案第 1 6 8 号 | 農用地利用集積計画の決定について                                            |
| 議案第 1 6 9 号 | 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）                                  |
| 議案第 1 7 0 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地<br>利用集積等促進計画案の決定について |

### 第35回農業委員会総会次第

議長 齋藤君            それでは、ただ今より、第35回農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員は、13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。

議長 齋藤君            会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において  
岩政委員、吉弘委員を指名いたします。  
よろしくをお願いします。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ  
いませんでしょうか。  
（異議なしの声あり）  
ご異議なしと認めます。  
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 齋藤君            それでは、ただいまより議事に入りたいと思います。  
議案第165号を上程いたします。  
事務局から議案の朗読並びに調書の説明をさせていただきます。  
差し替えの書類を見てください。  
局長、お願いします。

局長 後君              議案第165号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て、申請人 外6名（田5, 682㎡ 畑1, 687㎡）から別紙調書  
のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による  
申請があったので、許可の可否について意見を求めます。  
令和5年5月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄  
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君  
（3条-1）              調書に基づきまして、ご説明申し上げます。  
整理番号1番でございます。  
申請地は、●●●番● 地目 田 面積996㎡ 外1筆 合計  
田2, 296㎡です。  
利用状況は一毛作で、権利の種類は所有権の移転です。  
渡人は、仕事柄、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。  
受人は、申請地が自宅から約100mの距離にあり、休耕になるな  
ら耕作させてもらえないかと希望していたところ、この度、渡人より  
申し出があったため、譲り受けるものです。  
申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ約4.5kmの

距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君  
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積428㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。

受人は、申請地の近くに別宅を所有しており、耕作管理に便利のため、譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約1.5kmの距離にある、●●周辺の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君  
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積739㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、遠方に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、申請地は自宅に隣接しており、耕作管理に便利のため譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ約650mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君  
(3条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積335㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、高齢で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、申請地は自宅に隣接し耕作管理が便利のため譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約1.5kmの距

離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君  
(3条-5)

続きまして、整理番号5番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,010㎡ 外4筆 合計 田1,950㎡ 畑860㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、申請地は自宅に隣接しており、耕作管理に便利のため譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ約850mの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君  
(3条-6)

続きまして、整理番号6番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積200㎡ 外2筆 合計 田242㎡ 畑64㎡です。

利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、弟に譲り渡すものです。

受人は、申請地は自宅に隣接しており、耕作管理が便利のため、渡人の要望により譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約600mの距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君  
(3条-7)

続きまして、整理番号7番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積455㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、遠方に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、令和5年3月15日開催の総会において、申請地の隣接地

を自己用住宅として転用許可を受けており、申請地は耕作管理が便利  
なため譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約 8 0 0 m の  
距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票  
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件  
を審査した結果適当と考えられ、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しな  
いため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 齋藤君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号 1 番及び 2 番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見  
を求めます。

岩政委員。

1 0 番 岩政君

整理番号 1 番、2 番につきましては、関係委員 4 名で現地確認を、農  
業委員会の局長さん、それから関係職員の方と一緒に現地の調査を行  
いまして、調査しました内容は、許可基準に適合しているかどうかと  
いうことでございまして、全て要件に適合しておりますので、ひとつ  
皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 齋藤君

整理番号 1 番及び 2 番につきまして、他に質疑はございませんでし  
ょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしということで、整理番号 1 番及び 2 番については、質疑な  
しと認めます。

議長 齋藤君

次に、整理番号 3 番及び 4 番につきまして、伊陸日積地区担当委員  
の意見を求めます。

勝本委員、お願いします。

4 番 勝本君

整理番号 3 番、4 番ですが、4 月 2 7 日に事務局と農業委員で現地  
確認を行いました。受人の自宅のすぐそばということでございまして、  
管理がしやすいということで何ら問題はないというふうに思います。  
ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 齋藤君

整理番号 3 番及び 4 番につきまして、他に質疑はございませんでし  
ょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号 3 番及び 4 番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 齋藤君 次に、整理番号 5 番から 6 番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。  
原田委員、お願いします。

6 番 原田君 整理番号 5 番、6 番についてですが、4 月の 28 日に関係委員、事務局と現地を調査いたしました。別段問題ないと思われますので、審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 齋藤君 整理番号 5 番、6 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号 5 番及び 6 番については、質疑なしと認めます。

議長 齋藤君 次に、整理番号 7 番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。  
下土井委員、お願いします。

7 番 下土井君 事務局から説明があったとおり、申請人は今、隣に自宅を建築中でございます。その真ん前の農地ということになるので、自宅ができたあとはその農地で家庭菜園的に野菜なんかを作られるというお話を聞いてますので、しっかり管理していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 齋藤君 整理番号 7 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号 7 番については、質疑なしと認めます。

議長 齋藤君 それでは、質疑を終了し、整理番号 1 番から 7 番の全てを含む議案第 165 号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。  
(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第 165 号については、可決・承認と決めます。

議長 齋藤君 続きまして議案第 166 号を上程いたします。  
事務局から議案の朗読並びに調書の説明をさせていただきます。  
局長。

局長 後君

議案第166号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人（田36㎡ 畑410.19㎡）から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和5年5月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄  
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君  
（4条-1）

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積36㎡ 外3筆 合計 田36㎡ 畑410.19㎡です。

利用状況は休耕です。

申請人は、申請地に共同住宅1棟及び駐車場5台分を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約850mの距離にある、●●付近に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 齋藤君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

原田委員。

6番 原田君

現地を4月27日に調査いたしましたが、ただ今事務局から説明があったとおりで別段問題ないと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議長 齋藤君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

整理番号1番については、質疑なしと認めます。

議長 齋藤君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番の議案第166号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第166号については、可決・承認と決します。

議長 齋藤君

続きまして議案第167号を上程いたします。

事務局から議案の朗読並びに調書の説明をお願いいたします。

局長。

局長 後君

議案第167号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人(畑63㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和5年5月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄  
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君  
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積63㎡です。

権利の種類は、所有権の移転です。

受人は、●●で不動産業を営む法人で、駐車場3台及び進入路を建設するものです。

渡人は、遠方に居住し、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約1kmの距離にある、●●付近に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 齋藤君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

下土井委員、お願いします。

7番 下土井君

申請地は集落の中にある農地でございまして、現況自宅のすぐ前にある畑ということでございますが、実情はもう庭のような状態になっているところでございます。そこを、道も狭いので道を広げて車が入れるようにして、自宅と一体化して駐車場として利用したいということですので、特に問題はないというふうに判断しております。

よろしくお願いします。

議長 齋藤君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号1番については、質疑なしと認めます。

議長 齋藤君 質疑を終了し、整理番号1番の議案第167号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。  
(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第167号については、可決・承認と決めます。

議長 齋藤君 続きまして、議案第168号を上程いたします。  
事務局から議案の朗読並びに調書の説明をさせます。  
局長。

局長 後君 議案第168号 農用地利用集積計画の決定について  
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、この会の意見を求めます。  
令和5年5月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄  
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 それでは、農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。計画合計4件、5筆、8,316㎡、うち新規が3件、4筆、7,299㎡となっております。  
以上の計画申出の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 齋藤君 以上で、補足説明を終わります。  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
他に質疑はございませんでしょうか。  
  
質疑なしと認めます。

議長 齋藤君 それでは、質疑を終了して、議案第168号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたし

ます。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第168号については、可決・承認と決します。

議長 齋藤君

続きまして、議案第169号を上程します。

事務局から議案の朗読並びに調書の説明をさせます。

局長。

局長 後君

議案第169号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和5年5月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君

説明の前に一覧表の訂正をお願いします。

番号1番の氏名の欄ですが、●●さんの「●」の漢字ですが、●の●に訂正をお願いします。

それから、番号6番の同じく氏名の欄で、●川●●さんとなっておりますが、●岡●●さんに訂正をお願いいたします。

それでは、農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。市長より、令和5年4月18日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

11件、11筆、37,091㎡の計画で、うち新規は10筆、34,120㎡です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 齋藤君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。

議長 齋藤君 質疑を終了して、議案第１６９号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第１６９号については、可決・承認と決します。

議長 齋藤君 続きまして、議案第１７０号を上程いたします。  
事務局から議案の朗読並びに調書の説明をいたします。  
局長。

局長 後君 議案第１７０号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、疑似参与が制限されますので、榎本委員及び勝本委員は議事に参与しないこととします。

それでは、議案第１７０号を上程します。

議案第１７０号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について

別紙調書のとおり農用地利用集積等促進計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。

令和５年５月１５日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄  
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。  
市長より、令和５年４月１８日付けで農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見を求められています。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本計画案の決定後、議案第１６９号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画（配分）を定め、県知事が認可し、公告することにより、受け手に農地が貸し付けられます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 齋藤君 以上で、補足説明を終わります。  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
何か質疑はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。

議長 齋藤君

質疑を終了し、議案第170号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第170号については、可決・承認と決します。

議長 齋藤君

それでは、以上をもちまして議案のすべてが終了いたしましたので総会は閉会といたします。

(閉会 午前9時38分)